

令和7年7月16日

(宛先) 千代田町議会議長  
森 雅哉 殿

(審査請求代表者)

住所 千代田町 [REDACTED]  
氏名 畑中 弘司



## 審 査 請 求 書

千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1. 審査対象議員の氏名 大谷 純一 議員

2. 違反していると疑う政治倫理基準

千代田町議会議員政治倫理要綱 第3条第1号

3. 違反していると疑うに足る事実の概要

- ・大谷議員が令和7年6月下旬に「一般会計予算に反対しました」と題するチラシを個人で作成し、令和7年度千代田町一般会計予算案における公園整備事業及び東部住宅団地拠点整備事業及び議会広報編集委員会に関して事実と異なる文章を記載した上で、令和7年7月1日頃から数日間にわたり舞木地区において数百部を配布した。
- ・当該チラシが配布された事実を確認し、議長に報告を行ったところ、令和7年7月4日に大泉町で行われた行事の後、10名の議員とチラシ配布の件で、大谷議員からの報告の場が設けられた。その中で大谷議員は、既にチラシを読んでいた数名の議員から、チラシの内容について注意と抗議を受けたが、その時点ではまだチラシの内容を確認していない議員もいたため、令和7年7月5日に改めてチラシを大谷議員に持参させ、再度協議を行うこととした。
- ・令和7年7月5日、町民プラザにて全議員での協議の場を設け、チラシの内容を確認したところ、大半の議員から、チラシに記載されている内容が事実と異なることや、議会

広報編集委員会及び町議会に対する侮辱であることを指摘され、チラシを修正して改めて配布することなどの対応が要求されたが、大谷議員から明確な説明と今後の対処方法が述べられなかったことから、他の議員から再度協議を行うことが要求された。

- ・ 令和7年7月7日に、修正されていないチラシが再度配布されている事実を確認したため、令和7年7月15日に開催された議会改革推進特別委員会において、大谷議員に対してチラシの再配布の事実を追求した結果、当初は配布を行っていないと答弁していたが、その後に発言を翻して、舞木地区の利根川用水沿いの住宅に追加でチラシの配布を行ったと認めた。
- ・ 大谷議員が発行したチラシに対し、各議員からの質問と内容の訂正の要求がされていたにもかかわらず、明確な回答と内容訂正等の対応を行なわないまま、当初と同じチラシを配布し続けていた。
- ・ 町執行部の事業の進め方について議会全員協議会等において数回説明されていたにもかかわらず、必要な情報の記載を省き、町執行部があたかも強引に事業を進めているように印象付ける文章を掲載し、町民に行政に対する疑念をもたせた。
- ・ 議会広報編集委員会を侮辱した文章をチラシに掲載し、同じく町議会の批判を伺える文章を掲載した結果、チラシを読んだ町民に町議会への不信感を持たせた。

#### 4. 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由

大谷議員は町民の代表として正確な情報を伝えるべき立場にもかかわらず、個人で発行したチラシに事実と異なる文章を掲載し配布したことにより、町民に町執行部や町議会に対する疑念を抱かせたこと。また、当該チラシに議会広報紙及び議会への批判を掲載し、議会の品位と名誉を著しく損なわせたため。

#### 5. 添付資料

- (1) 証拠説明書
- (2) 署名簿
- (3) 審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料

令和7年7月16日

(宛て先) 千代田町議会議長  
森 雅哉 殿

(審査請求代表者)  
住所 千代田町 XXXXXXXXXX  
氏名 畑中 弘司 

証 拠 説 明 書

千代田町議会議員政治倫理要綱第3条第1号に規定する審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料について、次のとおり説明します。

| 番号 | 文書の標目                                                                        | 文章の<br>作成日      | 文書の概要                                     | 文書によって証したいこと                                 |
|----|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1  | 東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。                                                   | 不明<br>6月号<br>掲載 | 自治体により金銭の価値が違<br>う。                       | 金額に限らずどこの自治体でも<br>金額の価値は同じである。               |
| 2  | 町民に取材すれば『いいです<br>ね』というのは当たり前で<br>す。                                          | 不明<br>6月号<br>掲載 | 議会広報の取材は公平性を欠<br>いている。                    | 議会広報の取材は、町民の意見<br>を大切にしており、意見の強要<br>は行っていない。 |
| 3  | 議員の中には『町長の提案し<br>たことだから賛成します』。<br>『町の事業を全力で応援しま<br>す』、と一般質問でもそう言<br>う議員がいます。 | 不明<br>6月号<br>掲載 | 町長の提案にすべて賛成して<br>いると一般質問で発言してい<br>る議員がいる。 | 記載された内容が、どの議員<br>のどの一般質問なのかを示し<br>て頂きたい。     |
| 4  | 町にとって不都合な事は議<br>会紙にも載せられない。                                                  | 不明<br>6月号<br>掲載 | 議会紙は、町にとって不都合<br>な事を載せない様に操作され<br>ている。    | 千代田町議会の広報紙の発行<br>責任者である議長及び委員会<br>を侮辱している。   |
|    |                                                                              |                 |                                           |                                              |

第4号様式（第4条関係）

署名簿

千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づく下記の審査請求の趣旨に賛同し、署名します。

1. 審査対象議員の氏名 大谷 純一議員
  2. 違反していると疑う政治倫理基準
    - ・千代田町議会議員政治倫理要綱第4条2
  3. 違反していると疑うに足る事実の概要
    - ・議員個人が発刊した広報誌に事実と異なる文章を記載し千代田町議会広報誌を侮辱した文章を掲載した件。同じく千代田町議会の批判を伺える文章の掲載の件
  4. 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由
    - ・議員個人が発刊した広報誌に対し、各議員からの質問と訂正に対し明確な答えと対応を行わないまま広報誌を配布し続けていた事。
- \*千代田町議会議員長に対し署名した者が、千代田町議会議員政治倫理要綱第4条に規定する千代田町議会議員、定数4分の1以上の者の連署であるかどうかを確認することに同意します。

| 番号 | 署名年月日                  | 住所・氏名               | 生年月日 | 有効無効確認欄 |
|----|------------------------|---------------------|------|---------|
| 1  | 令和7年7月16日<br>令和7年7月16日 | 住所 千代田町<br>氏名 金子 浩二 |      |         |
| 2  | 令和7年7月16日<br>令和7年7月16日 | 住所 千代田町<br>氏名 橋本 博之 |      |         |
| 3  | 令和7年7月16日<br>令和7年7月16日 | 住所 千代田町<br>氏名 茂木 琴絵 |      |         |
| 4  | 令和7年7月16日<br>令和7年7月16日 | 住所 千代田町<br>氏名 柳沼 哲己 |      |         |
| 5  | 令和7年7月16日<br>令和7年7月16日 | 住所 千代田町<br>氏名 酒巻 玄明 |      |         |
| 6  | 令和 年 月 日               | 住所 千代田町<br>氏名       |      |         |
| 7  | 令和 年 月 日               | 住所 千代田町<br>氏名       |      |         |
| 8  | 令和 年 月 日               | 住所 千代田町<br>氏名       |      |         |

## 備考

- 1 署名者は、住所等及び自筆による署名を記載したものである。
- 2 各署名簿に通じる一連の番号を付すること
- 3 有効無効の確認欄は、記載しないこと
- 4 署名の有効無効を判断する基準日は、審査請求書が千代田町議会事務局の事務所に到着した日とする。
- 5 署名簿は、政治倫理審査会委員、議長、副議長、議会運営委員会の議員及び議会事務局の職員が閲覧できるものとする。

# 一般会計予算に反対しました

令和7年6月号

千代田町議会議員 大谷 純一

内容…令和7年3月定例会において一般会計予算に反対しました

総論は賛成ですが、一般会計予算の中身の2点に対して納得がいかないため。その1点はマナビインテリアハーツ様の横の公園整備事業ともう1点は東部住宅団地拠点整備事業です。

上記2点とも西邑楽土地開発公社（現千代田町土地開発公社）の運営する益金（この公社が土地を買収して造成し企業に販売して儲かったお金）約8億円のうち3億円を町へ寄付したお金を使い、1億円を公園整備事業に1.5億円（予算時は1.2億円に減額）を東部住宅団地拠点整備事業に使うという内容です。

理由…令和7年2月17日の全員協議会にて上記の説明が担当課からあり、3月14日の採決となりました。本来、千代田町は予算50億から55億程度の町ですが、ふるさと納税が堅調なため88億もの予算と膨れ上がっています。従来ならば、1億のお金の使い道に対して慎重だったはずが、潤っているせいか、儲かった余剰金という考えからなのか、ズサンであると判断しました。

何が問題なのか…億を超える公共事業を執行する場合は年次計画や短期計画などで、次は町の施設でこれこれを造りたいあるいは改築したいなどのアナウンスが相当前からあってしかるべきで、約1か月間でその賛否を下せというのは拙速すぎます。東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。

まず、公園整備事業とはスケートボード（通称スケボー）の初心者用の公園（コンクリートの施設）を造るという内容で、なぜ必要なのか理解に苦しみます。小中学校の児童・生徒、PTAや子供会等からこういう施設が欲しいと要望があったのか、あるいは千代田町でのスケートボードの競技人口はどれくらいあるのかたずねたところ、回答はありませんでした。つまり、執行部側は何の根拠もなく建設を進めているということになります。

次に、東部住宅団地拠点整備事業ですが、ふれあいタウンの案内所が老朽化しているから建て直すだけなら必要なものと判断できるので理解できますが、それとは別に飲食店仕様の店舗を2つを造り、案内所と併せて3店舗入る複合施設を造り、他の2店舗を30年で償還出来る程度の家賃で入居者を募集するというのが反対しました。

本来、町は飲食店などをやりたい業者がいたら土地のみを販売し、法に則り自分が好きな形の店舗を造って下さいというのが原理原則だと思います。それが上物を町が造り、入居者から家賃を支払ってもらって営業するというスタンスに違和感を覚えます。高額な金額を投資して上物を造れば家賃が高くなります。高額な家賃を払う業者が入居したとしても恒常的に営業を続けられるのか疑問です。

## 編集後記

最初のスケートボードパークにしても議会広報紙の『大河』170号にもありましたが、町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。それが1億円かけても町にとって必要なのか、欲しいものなのかを慎重に判断するのが議会だと思います。町民のどれだけの人が欲しているのか、どこからも要望もなく、競技人口も把握していない。建設業者に仕事を与えるためだけの公共工事と感じてしまうのは私だけでしょうか。

## 町長の下請けではない議会

議員の中には『町長の提案した事だから賛成します』。『町の事業を全力で応援します』、と一般質問でもそう言う議員がいます。議員とは町長がやろうとしている事にYESなのかNOなのか、最終的に判断する議決機関です。YESだけど優先順位が違うのではないか、YESだけど金額が高いのではないか、そういう町にとって町民にとって必要の度合いに順番を付けるのも議員の仕事です。

『大河』170号の8ページのように、私が反対した趣旨もわかるようには載っていません。町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。こんなんで町が良くなるのでしょうか。